

特定技能 受入負担金納付の流れ

1. 受入負担金の納付

受入企業が J A C に支払う受入負担金は、原則年払いとし、全管連事業年度である始期 5 月～翌年 4 月分を全管連からの請求に基づき全管連指定口座に納付いただきます。

なお、受入初年度に限り、受入企業の特定技能者の受入発生日から翌 4 月分の受入負担金の請求書を発行して対応します。

(受入負担金)

対象となる特定技能外国人の別	一人当たりの受入負担金の月額
試験合格者（J A C が行う海外教育訓練を受けた場合）	2 万円
試験合格者（J A C が行う海外教育訓練を受けない場合）	1 万 5 千円
試験免除者（技能実習 2 号修了者等）	1 万 2 千 5 百円

2. 特定技能受入計画申請書提出時（入国前）の対応

- ①全管連に対し会員証明書の発行申請を行い、特定技能受入誓約書へ同意ください。
※受入企業は、全管連が作成した誓約書(制度ルールの厳守、行動規範、延滞金の対応、本会脱退の報告等) (マニュアル 7 頁参照) の内容等に同意し、署名捺印し提出する。
- ②全管連会員証明書の発行
※上記誓約書に合意した受入企業に対し、本会会員証を発行します。

3. 1号特定技能外国人受入報告書提出時と受入負担金納入

- ①特定技能外国人の受入れを開始したときは、速やかに「1号特定技能外国人受入報告書」を国土交通省にオンライン申請すると同時に、**その写しを本会にも必ず提出**いただきますようお願いします。
- ②受入報告書に記載された建設特定技能開始年月日を確認のうえ、受入人数に応じて受入負担金の請求を行い、受入企業は全管連指定口座に振込みください。

全管連振込指定口座	みずほ銀行 大塚支店 普通預金 No.3040115
	全国管工事業協同組合連合会

※全管連より受入発生日～翌 4 月分の請求書 (次頁参照) を発行し、受入企業は内容と金額を確認し本会口座に振込む。2 年目以降は、年払いで 5 月～翌年 4 月。

【振込の流れ】

国交省に受入報告書を提出する際に全管連にも受入報告書を提出※変更や帰国も同様



全管連から受入企業に請求書を送付



受入企業は全管連指定の口座に振込む

※前年度内に人数等移動があった場合は次年度請求で相殺する。

